

『財産評価基本通達を一部改正 解説文書を公表—国税庁』

国税庁は29年度税制改正の大綱を踏まえ財産評価基本通達を一部改正、これを受けて『財産評価基本通達の一部改正について』通達等のあらましについてと題する解説文書を公表した。改正は、従来の「広大地の評価」を廃止し、代わりに「地積規模の大きな宅地の評価」を新設、その適用要件について、地区区分や都市計画法の区域区分等を基にすることにより「定量的(絶対的)」なものとし、明確化を図った。30年1月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得した財産の評価に適用する。

「あらまし」は「地積規模の大きな宅地の評価」について◇三大都市圏内に所在する面積750平米の宅地◇三大都市圏以外の地域内に所在する面積1,500平米の畑(市街地農地)一の具体的な計算例を紹介。宅地の場合、道路に面した一辺25米、奥行30米、面積750平米と仮定すると、▽規模格差補正率が $(750\text{平米} \times 0.95 + 25) \div 750\text{平米} \times 0.8 = 0.78$ ▽評価額が(路線価)30万円 \times (奥行価格補正率)0.95 \times (面積)750平米 \times (規模格差補正率)0.78=1億6,672万5千円となる。また「適用対象の判定のためのフローチャート」を添付。チェック項目ごとにたどることで、「適用対象」「対象外」の結果を判定できる。



『標準報酬月額の不正引下げ 事業所への報酬調査徹底方針』

海外のダミー会社を悪用した社会保険の標準報酬月額の引下げという不正行為については当DailyNewsでも既報の通りだが、そのような事案の発生を受け、日本年金機構は標準報酬月額の著しく低い被保険者が存在する事業所については、報酬の支払内容等についての調査を徹底する方針を打ち出している。

前述の事案では、海外に存在するとされる法人の事業実態が確認できないこと、海外での従業員の勤務実態を証明する資料がないこと、国内法人と海外法人の代表者が同一であること、国内法人における社会保険加入の実態として、被保険者の報酬が職種や勤続年数に関わらず一律15万円程度となっているなどの特徴が指摘されている。各年金事務所では今後、職種や勤務形態、勤続年数等を考慮した上で、標準報酬月額が著しく低いと認められる被保険者が存在する適用事業所については、必ず事業所調査を実施することとしている。なお、そのような事業所においては、事業主に対する質問調査、源泉所得税や労働保険料の申告納付状況を必ず確認することになる。



また、調査に応じない場合は立入検査が行われる上、健康保険法第208条及び厚生年金保険法第102条に基づき、罰則が適用されることもあり得る。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます